

滋賀(瀬田・竜王) 2日間2プレー

1日目および2日目 下記コースよりお選びください(コースにより追加料金が必要です)

●**竜王ゴルフコース**    **追加料金なし**
恵まれた自然を生かし、変化に富んだレイアウトが自慢のコース。

●**瀬田ゴルフコース**
北・東コースは、あの井上誠一設計で戦略性が溢れる。西コースは、フラットながら大小12池をレイアウトしたコース。ゆったりとしたレイアウトと広いフェアウェイの3コース・54ホール。

北コース    東コース    西コース   

■瀬田ゴルフコース追加料金 (おひとり様)							
	北コース		東コース		西コース		
	キャディ同伴カート利用	キャディ同伴カート利用	キャディなしカート利用	キャディなしカート利用	キャディなしカート利用	キャディなしカート利用	
	平日	土曜・休日	平日	土曜・休日	平日	土曜・休日	
5月	4,500円	8,000円	3,000円	4,500円	2,000円	3,500円	(平日)1,500円
6月		6,500円					(土曜)2,500円 (日曜)3,000円

■**出発日と旅行代金**
(竜王ゴルフコース2プレー／大津プリンスホテル4名1室利用／おひとり様)

出 発 日	月～木曜出発	金曜出発	土曜出発	日曜出発
5/7～31	19,800円	27,800円	35,800円	26,800円
6/1～29	18,800円	25,800円	34,800円	24,800円

特定日:6/30出発 33,800円
設定除外日:5/1～6出発

宿泊 大津プリンスホテル (洋室(1～4名1室)バス・トイレ付) **朝食付**
びわ湖花街道 (和室(2～5名1室)バス・トイレ付) **タ・朝食付** **温泉有** **露天風呂有**
ロイヤルオークホテル スパ&ガーデンズ **朝食付**
(洋室(1～3名1室)バス・トイレ付)

■2名様以上でお申し込みください。
■大津プリンスホテルの3名1室利用は500円増し、2名1室利用は2,500円増し、1名1室利用は8,500円増しとなります。
その他記載ホテルの追加代金はお問い合わせください。

旅行企画・実施 観光庁長官登録旅行業第803号 JTBサン&サン西日本

キャディフィー、カートフィー、ロッカーフィー、利用税、その他個人的費用は現地にてお支払いください。 ※記載の無い限り2名様で参加の場合、他のお客様と同伴となる場合がございます。

お問い合わせ・お申し込みは下記までお気軽に!!

株式会社 **メンバーズゴルフサービス** 京都府知事登録旅行業 第2-473号
(社)全国旅行業協会正会員

〒600-8418 京都市下京区烏丸通五条上る東側 メンバーズゴルフビル3階
FAX 075-344-8080
ホームページ <http://www.asiaclub.co.jp>
Eメール travel@asiacub.co.jp
受付時間:平日/9:00～18:00 土曜/9:00～15:00 日曜・祝日/休業

アジアクラブトラベル
TEL (075) 344-0050

＜全コース共通のご案内＞※必ずお読みください

【**旅行条件**】
■お申し込みは電話・ファックス・Eメールでお願い致します。受付後、お名前等の間違いを防ぐため当社所定の申込用紙にご記入をお願い致します。
■企画・実施旅行会社に関わらず、各コース共に継続して募集しているコースとなります。お申し込み時点ですでに満席やキャンセル待ち等の場合もございますので、ご了承ください。
また、航空会社や現地施設の都合により催行中止となっている場合もございます。
■旅行企画・実施会社が明示されている場合、当社は委託販売として申し込みの取り次ぎを行います。旅行条件は各企画・実施会社の定めるところによります。
■手配する旅行により航空便、現地ホテル、ゴルフ場の手配回答が即答できない場合もございます。通常、ゴルフプレーのスタート時間の回答は出発の1週間前頃になります。
【**手数料**】
ご旅行を取消される場合は旅行代金に対して規定の取消料が必要となります。旅行内容や日程の変更、参加者交代の場合も取消料と同額の変更料が必要です。
国内／出発日の20日前以降…20%、出発日の7日前以降…30%、出発日の前日…40%、旅行当日…50%、旅行開始後または無連絡不参加…100%
海外／ピーク時(12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31)の出発のみ出発日の40日前以降31日前まで…10%(上限100,000円)、出発日の30日前以降3日前まで…20%、旅行開始の前々日以降旅行当日まで…50%、旅行開始後または無連絡不参加…100%

【**個人情報の取扱いについて**】
お客様の個人情報はお客様との連絡のために利用させて頂くほか、旅行手配のための手続きに必要な範囲で利用させて頂きます。
また、次の旅行の便宜のために一定期間一定の個人情報を保管致します。

国内ゴルフ旅行
記号説明

キャディ付
徒歩プレー

キャディ付
カートプレー

カート利用
セルフプレー

メタルスパイク
使用禁止

平日のみ
2名プレー可

全日
全日
2名プレー可

時間帯の目安

04:00

06:00

08:00

12:00

16:00

18:00

23:00

04:00

早朝

朝

午前

午後

夕刻

夜

深夜

VISA **MasterCard** 旅行代金のお支払いは当社窓口でのお支払い、金融機関からのお振込みの他、左記マークのあるクレジットカードがご利用頂けます。旅行の種類によりお取り扱いできない場合もございます。詳しくはアジアクラブトラベルまでお尋ねください。

未掲載ツアー多数あり!!

ホームページ随時更新中!!

アジアクラブトラベル

検索

税金の知識

資産課税についての平成24年度税制改正

平成23年12月10日に閣議決定された「平成24年度税制改正大綱」は、現在開会中の通常国会の審議を経て可決されれば新しい税法として適用されます。

今回の税制改正の特徴は「平成23年度税制改正の積み残し事項の改正」であり、平成23年6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部が決定した「社会保障・税一体改革成案」に基づく「消費税の増税を含めた税制抜本改革」は先送りされました。

個人の資産課税に対しての主な税制改正の項目をまとめると、表のようになります。

【表1】		平成24年度 税制改正大綱	税制抜本改革 検討課題
資産課税	固定資産税	住宅用地に係わる【措置特例】は、経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止予定 「新築住宅に関する軽減措置」の見直し 「小規模住宅地の特例」の見直し	○
	贈与税	住宅取得等資金に係わる贈与税の非課税措置の拡充・延長	○
	相続税	「基礎控除の引き下げ」、 「税率構造の見直し」等の導入	○
	課税所得	1500万円超の給与収入について、 給与所得控除を245万円で上限とする	○
課税所得	住民税	「所得税の最高税率を45%」に引き上げ	○
	課税消費	2010年代半ばまでに「消費税率を10%」 まで引き上げ	○

この表からも、今後の個人資産課税についての税制改正は「取りやすいところから取る。」という傾向をご理解いただけたと思います。

さて、今回は平成24年度税制改正項目の中であまり説明されていない『固定資産税の据置特例』の廃止について取り上げてみます。この改正は住宅地を保有する限り増税となる項目で、消費税のように多くの一般個人に対して「広く・薄く」増税される改正となっています。毎年の納税額は微増であったとしても、何十年と住み続ける住宅地についての税制改正ですので、累計金額は大きくなります。

今回の固定資産税の増税は、課税標準の算定にあたって基準となる『負担水準』がポイントとなっています。この負担水準とは、平成6年度評価替え時に宅地の評価について、地価公示価格等の7割を目途に引き上げられた際に導入されたもので、固定資産税の課税標準額を評価額と同様に引き上げたのでは税額も急激に上がることになるため、なだらかに税負担を上昇させる措置として導入されました。具体的には、負担水準に応じて4つの区分に分類し、各区分に応じて固定資産税の算定根拠となる課税標準額を「据置」「増額」と取り扱いが決められています。

【表2】	
【課税標準額の算出】負担調整措置を考慮した「固定資産税の課税標準額」の算出	
平成24・25年度 (現行制度80%から90%に引き上げ)	平成26年度
負担水準(100%以上) 固定資産税の課税標準額＝土地評価額×特例率	負担水準(100%以上) 固定資産税の課税標準額＝土地評価額×特例率
負担水準(90%以上～100%未満) 固定資産税の課税標準額＝前年度課税標準額に据置	廃止
負担水準(20%以上～90%未満) 固定資産税の課税標準額 ＝前年度課税標準額＋(土地評価×特例率×5%)	負担水準(20%以上～100%未満) 固定資産税の課税標準額 ＝前年度課税標準額＋(土地評価×特例率×5%)
負担水準(20%未満) 固定資産税の課税標準額＝土地評価額×特例率×20%	負担水準(20%未満) 固定資産税の課税標準額＝土地評価額×特例率×20%

負担水準＝前年度課税標準額／(新年度土地評価額×特例率※)
※特例率 【住宅用地の特例割合】・住宅用地: $\frac{1}{3}$ ・小規模住宅用地: $\frac{1}{6}$

現行制度では、住宅地の固定資産税(標準税率1.4%)の課税標準額は、負担水準80%～100%の土地について「前年度課税標準額」に特例措置として据え置かれています。(80%未満は毎年微増)

しかし、今回の税制改正では、この特例措置が経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止される事となっています。(表2参照)

なかなか固定資産税の課税明細をきちんと見る機会はないかもしれませんが、一度ご自身の課税明細の住宅地の負担水準欄が何%になっているかご確認ください。いつから増税となるか見てみる必要があります。

このコーナーは、税理士・公認会計士によって構成される税務実務家の研究グループが担当しています。このコーナーに関するご質問は、下記の事務局までお願いいたします。

税理士・公認会計士 香本 明彦・谷口 貴

税理士 植田 順・堀口 裕弘・木戸 義人・森川 敏行・松井 克行

萩 恒夫・萩原 政宏・岡本 弘之・今西 正二・徳山 智子

縄田 浩昭・中川 秀夫・埜崎 静子・新見 和也・古瀬英美子

伏研会事務局 京都市伏見区桃山町養育19-14 植田順税理士事務所内 TEL:075-604-3160 FAX:075-605-0185